

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－27 (2.9.4)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について ▶陳情理由 1979年、国連であらゆる形態の女性差別をなくすことを目的とした「女性差別撤廃条約」が採択され、日本は1985年に批准した。その後1999年に、この条約の実効性を高めるためのいわば補完的条約である「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択された。2020年現在、締約国189ヶ国のうち113ヶ国が批准している。しかし日本はまだこれを批准していない。 日本の男女平等度は世界121位（153ヶ国中）で、特に政治分野は144位と世界から大きく遅れを取っている。様々な男女差別をなくしていくためには選択議定書の批准が必要である。 「選択議定書」を批准すると、条約締約国の個人または団体が条約で保障された権利が侵害され、かつ国内ですべての措置が尽くされてもまだなお救済されない場合に、直接、女性差別撤廃委員会に申し立てできるようになる。これまで日本の裁判所は条約に書かれている内容を積極的に裁判上の根拠としていないため、「条約違反」をもとに裁判を起こしてきた多くの女性たちの訴えは退けられてきた。条約を批准すると国際社会の視点が反映されるため、国内の裁判所においても性差に基づく差別や暴力を許さないという前提が共有されやすくなり、裁判に条約が生かされるようになる。 2016年に日本の条約実施状況報告書を審議した国連女性差別撤廃委員会が、2017年には国連人権理事会も選択議定書の批准を日本政府に勧告している。	選択議定書の批准を求める会とっとり	研究留保
本会議(R2. 10.8)委員長報告 会 議 録 暫 定 版 「女子差別撤廃条約選択議定書については、現在50にものぼる国内女性団体が早期批准を求め、オンライン集会や署名活動等のうねりを起こしている。 本来であれば、女性差別撤廃の後押しとなる選択議定書の早期批准は、長く女性たちが望んできたものである。 しかしながら、現在、国においても批准した場合の技術的な課題を具体的に解決できるよう動きを加速しようとしていることや、現在、国の第5次男女共同参画計画にも、選択議定書の早期批准について明記する予定で、先月パブリックコメントをし、とりまとめられているところであり、これらの動きを注視しながら、さらに深く学ぶ機会が必要と考える。」 といった意見や、 「女子差別撤廃条約選択議定書が発効されてから本年で20年となり、2月現在、我が国も批准している女子差別撤廃条約の締約国189か国のうち、6割となる113か国が選択議定書を批准しているところ				

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		日本政府も第4次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としており、来年改定予定の第5次計画案にも同様の意思を明記している。また県内では湯梨浜町、北栄町、大山町、南部町、江府町が同様の陳情を採択し、三朝町、伯耆町が趣旨採択をしている。今、同条約の批准を実現するときと確信し、以下陳情する。 ▶陳情事項 鳥取県議会から国会に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書を提出すること。	である。 また、選択議定書については、国の第4次男女共同参画基本計画において、『早期締結について真剣に検討を進める』とされているが、選択議定書の批准には至っておらず、本年度中に策定予定の第5次男女共同参画基本計画の素案にも同様の文面が記載されているところ。 男女共同参画社会の確立に向けて国内外が変化していく中、女性活躍を推進している本県としても、あらゆる女性差別を撤廃し、さらなる男女共同参画社会を求めていく必要があるのは言うまでもない。 しかし一方で、選択議定書に規定される個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法制度との関係について、国で調査検討が進みつつあること、現在いまだその判断の方向性、道筋が見いだされていない状況もあることから、現時点ではその議論を見守ることが適当と考える。」 といった意見を受け、研究留保と決定いたしました。	
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情